

# 令和5年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

## 1. スタートアップ・エコシステムの抜本強化

- ① 大きなリスクを取った出資者を支援する観点から、エンジェル税制についての必要な見直しや出口戦略を含むスタートアップ・エコシステムの抜本強化に資する税制のあり方について検討する。
- ② ストックオプション税制（権利行使時の課税繰り延べ）について、ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開を含め長期間をかけて大きな成長を目指すスタートアップ等を後押しするため、権利行使期間等について、見直しを行う。
- ③ スタートアップがグローバル展開を目指す中で、経営陣等が一時的に出国し海外での事業活動を円滑に行えるよう、国外転出時課税制度について、必要な措置を講ずる。
- ④ 新たな産業領域であるWeb3.0について、新規事業立ち上げ等に支障のない事業環境を整備するため、発行した法人が自ら保有する暗号資産の期末時価評価課税について、必要な措置を講じる。

## 2. カーボンニュートラルへの対応とイノベーション促進のための取組

### (1) 研究開発を含む投資促進等の措置

- ①民間の研究開発投資に対し、メリハリの効いたインセンティブを提供するとともに、スタートアップとのオープンイノベーションを促進するため、**研究開発税制（試験研究費の税額控除等）**の見直しを行う。
- ②デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、**DX投資促進税制**（税額控除5%/3%又は特別償却30%）を見直す。
- ③大企業発のスタートアップ創出や企業価値向上に向けた事業再編を促進するため、**スピノフ税制**（法人や株主の課税繰り延べ）を見直す。

### (2) 車体課税等の見直し

- ①環境性能に優れた自動車の更なる普及を促すため、エコカー減税等の**車体課税の見直し**を行う。また、カーボンニュートラル実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の**自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえ、受益と負担の関係も含め、自動車関係諸税のあり方について検討**を行う。
- ②ロシア・ウクライナ情勢等を踏まえ、エネルギー安定供給の確保を目指しつつ、脱炭素化社会への貢献にも資する**バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税の免税措置**や**石油精製時に不可避に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長等**を行う。
- ③電気供給業・一部のガス供給業について、一般の企業との課税の公平性確保、カーボンニュートラルや安定供給のため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更を図る。

### 3. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営基盤の強化と地域経済を牽引する企業の成長促進

#### (1) 中小企業・小規模事業者の積極的な投資、経営基盤強化、研究開発を支援

- ①円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレや新型コロナ禍でも、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をよりメリハリのきいた形での後押しや適正運用等の観点から**中小企業経営強化税制**（即時償却又は税額控除10%）を見直し、**中小企業投資促進税制**（特別償却30%又は税額控除7%）の延長を行うなど、中小企業を取り巻く厳しい環境や経営状況等を踏まえ、赤字の事業者を含め中小企業においても前向きな投資につながる税制のあり方について検討する。
- ②**中小企業軽減税率**(法人税率を所得800万円まで 19%→15%に軽減)を延長するとともに、中小企業の研究開発を支援すべく、**中小企業技術基盤強化税制**（試験研究費の税額控除等）の見直しを行う。
- ③激化する自然災害等への事前対策を強化するため、防災・減災のための設備投資を後押しする**中小企業防災・減災投資促進税制**（特別償却20%）を拡充する。

#### (2) 地域経済を牽引する企業の成長を促進するための設備投資促進税制の強化

- 地方自治体と連携して、地域経済を牽引する企業の成長を促進すべく、地域企業のデジタル化促進や戦略的な産業群の維持・強化等の観点から、地域未来投資促進税制（特別償却20～50%又は税額控除2～5%）を拡充する。

## 4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

- 諸外国との並びで**新たな国際課税制度（グローバル最低税率課税）**が導入される場合には、同制度及び既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等により、企業の事務負担を軽減する。